

東京国道一四号原付自転車 転倒損害賠償請求事件

道路局道路交通管理課訟務係

東京国道一四号原付自転車転倒損害賠償請求事件

〔二審判決〕平成一三年六月二八日

東京地方裁判所 請求棄却（確定）

1 事件の概要

本件は、原告が被告国の管理する国道一四号（以下「本件道路」という。）を原付自転車で行中、本件道路の車道上に散乱していた円形のプラスチック片（以下「本件プラスチック片」という。）に乗り上げ横転し負傷した上、原告車両が駐車中の乗用車に追突した（以下「本件事故」という。）として、国家賠償法二条一項に基づき損害賠償請求をしたものである（請求額・六八万三〇九四円）。

2 原告の主張

本件事故当時、本件道路には、同日午前九時三〇分頃、所有者、運転者不明のトラックからダンボール箱に詰められた状態で落下し、後続のバスに踏まれた本件プラスチック片が散乱してお

り、本件道路は危険な状態になっていたに関わらず、本件事故発生後警察官により除去されるまで、これが放置されていた。道路管理者である被告は、本件プラスチック片を除去すべき義務があったに関わらずこれを怠っており、道路管理に瑕疵があった。

3 被告の主張

本件プラスチック片が落下、散乱したのは、本件事故発生時（午後三時四五分頃）と比較的接近した時間帯であり、その時間帯は、一日一回の道路パトロールの通過（午前九時五〇分頃）の後であったこと、本件事故発生時までに同事務所に対する通報等が一切なかったことから、本件プラスチック片の存在を知り、これを除去することは不可能であったということができる。仮に、本件プラスチック片の落下した時間帯が、前記道路パトロールの通過直後であったとしても、本件プラスチック片は非常に小さなものでその総量もバケツ半分程度であったこと、本件事故発生時（午後三

時四五分頃）までの間に、少なくとも自動車、動力付二輪車合わせて九一二〇台以上の車両が通過しており、これらにより本件プラスチック片の固まりは路面一面に均等に広がっていったと認められること、原告車両以外に少なくとも五二〇台以上の動力付二輪車が何ら問題なく本件現場付近を走行していることから、本件道路が通常有すべき安全性を欠いていたとは言えない。よって、道路管理に瑕疵はなかったと認めるのが相当である。また、原告車両以外の動力付自転車は本件事故現場付近を何ら問題なく走行しており、原告の転倒直前の速度が少なくとも時速四〇km以上の速度であったことから、本件事故は法定速度を超えた速度で走行し、何らかの運転操作を誤った原告の過失によると推認される。

4 判決の要旨

被告の道路管理に瑕疵はなかったものと認めるのが相当であり、原告の請求は理由がないため、これを棄却する。

5 判決のポイント

① 本件プラスチック片の落下時間について
被告は本件道路において、一日一回道路パトロール車内から目視によるパトロールを実施しており、本件事故当日は、午前九時五〇分頃本

件事故現場付近を通過したが、その際本件プラスチック片はまだ散乱していなかった。また本件事故当日、被告は本件事故現場付近での交通量調査を依頼しており、証人ら（調査員二名）はペアになって調査に当たっている際に、本件プラスチック片が落下、散乱していくのを目撃し、その一分ないし二分後に本件事故を目撃した旨証言している。同交通量調査によれば、

いと考えられる。これに対し、原告等供述は、前記のとおり他の証拠関係に沿わない点も存する。以上を総合勘案すると、証人らの証言の方が信頼性が高いというべきであり、したがって、本件プラスチック片は、午後三時三十分頃本件事故現場付近に落下、散乱し、その約一五分後に本件事故が発生したものと認められる。

② 道路管理の瑕疵の有無について

本件道路の交通量は午前一〇時から午後三時までの間、自動車類が八、六〇〇台、動力付二輪車五二〇台であった。そして、本件事故当日、本件プラスチック片の落下及びその処理依頼等の通報は一切なかった。これによると、本件プラスチック片の落下した時間は、パトロール車通過後であると認められるところ、午前九時三十分頃であるとする原告等供述と符合しない。仮に、落下した時間が午前九時三十分頃であるとする、本件事故発生時までに本件プラスチック片の形状からしてその上を通過した車両により徐々に散乱していったものと考えられるところ、少なくとも同交通量調査による台数の車両が走行したことになり、本件プラスチック片が落下直後の状態にとどまっていたとは考え難い。さらに、証人らの証言は事故時点での状況を明確に述べている上、二人同時に本件事故目撃の時間帯を誤って記憶した可能性は極めて低

本件プラスチック片が散乱してから本件事故発生までの間、わずかな時間的間隔しかなく、この間落下及び処理依頼等の通報は一切なかったことから、被告が本件事故発生までに、本件プラスチック片の存在を知り、これを除去することはおよそ不可能であったと認められることから、被告の道路管理に瑕疵はなかった。